

大切なお知らせ

扶養親族等申告書の提出をお願いします 提出すると該当する控除が受けられます

①控除対象となる配偶者または扶養親族がいますか

いる

提出が必要

いない

②ご本人が障害者または寡婦（寡夫）に該当しますか

該当する

提出が必要

該当しない

提出が不要

提出されない場合でも、源泉徴収の所得税率（5.105%）は変更ありません

控除対象の条件や障害者、寡婦については同封の「手引き」をご覧ください

扶養親族等申告書 記入方法のポイント

確認

申告書にてあらかじめ記載されている配偶者・扶養親族に変更があるかをご確認ください

変更・追加がない場合

提出年月日、ご本人の氏名を記入（代筆する場合は押印）

変更・追加がある場合

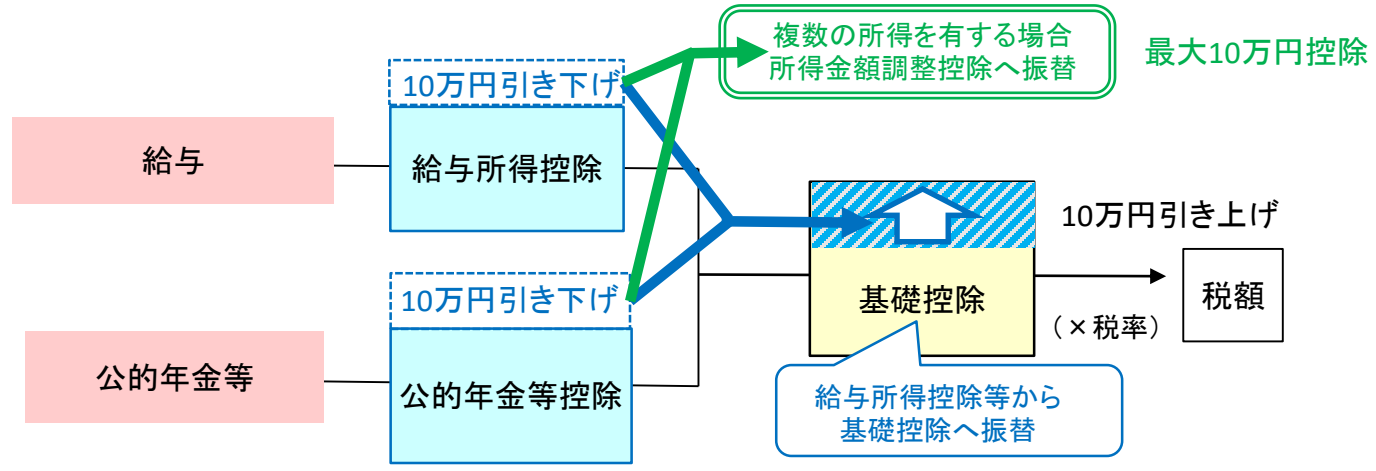
同封の「手引き」を参照し記載内容を訂正・追加

投函

返信用封筒に切手を貼って申告書を封入し、申告書に記載されている提出期限までに届くよう、投函ください

○所得額の計算方法の変更

今回の改正により、給与所得控除額、公的年金等控除額がそれぞれ10万円引き下げとなりますが、基礎控除が10万円引き上げとなります。



※給与または公的年金等の所得があり、給与収入が850万円以下の方および公的年金等の金額が1,000万円以下の方は、収入に前年から変更がない場合でも、所得見積額は原則10万円引き上がります。

○控除対象となる配偶者及び扶養親族の所得要件の変更

上記の変更により、所得見積額が10万円引き上げられるのに併せて、控除対象となる所得要件も10万円引き上げられます。

対象者	令和元年（平成31年） までの所得要件	令和2年からの 所得要件
控除対象配偶者	38万円以下	48万円以下
源泉控除対象配偶者	85万円以下	95万円以下
扶養親族	38万円以下	48万円以下

○所得が高い方を除き、税額に影響ありません

今回の改正では、原則、公的年金等の金額が1,000万円以下の方で、かつ、年金以外の所得が1,000万円以下または給与収入が850万円以下の方は、源泉徴収される所得税額には影響ありません。

※詳しくは同封の「作成と提出の手引き」または年金機構ホームページをご覧ください。年金事務所または税務署へご相談ください。